



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 5 5 号 令和 2 年 1 0 月 2 7 日 発行

目 次

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
6 4 4	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
6 4 5	指定障害福祉サービス事業者を指定した件	障がい福祉課
6 4 6	指定障害福祉サービス事業の廃止について届出があった件	同
6 4 7	土地改良区の役員の退任について届出があった件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
6 4 8	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	同
6 4 9	土地改良区の定款の変更を認可した件	同
6 5 0	換地処分を行った件	同
6 5 1	公共測量を終了した旨の通知があった件	用地対策課

【 正 誤 】

番 号	表 題	担当課名
	令和 2 年 1 0 月 9 日 付 徳 島 県 報 第 2 4 9 号 徳 島 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 指 示 第 2 号 中 訂 正	内水面漁場管理委員会

徳島県告示第六百四十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 辰巳工場

所在地 阿南市辰巳町一番地一九

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号イに規定するろ過施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和二年十月二十七日から

令和二年十一月十七日まで

2 場所 徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第六百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年十月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指 定	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	ニチイケアセンター徳島北	板野郡北島町高房字堤下一二一六	居宅介護 重度訪問介護	令和二年十一月一日		
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	年 月 日		

徳島県告示第六百四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年十月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止の年月日
名称	所在地	名称	所在地	居宅介護 重度訪問介護	令和二年九月三十日	令和二年十月三十一日
ユーススタイルラボラトリー株式会社	東京都中野区中央二丁目三番六号レッチフィールド 中野坂上ビル六階	土屋訪問介護事業所 徳島	徳島市末広二丁目五十一 Pino 六〇五号室			

徳島県告示第六百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称
小川谷土地改良区

二 退任役員

役員名	氏名	住 所
理事	住友道雄	三好郡東みよし町昼間三七四五 四

徳島県告示第六百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

楠根土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	松崎克弘	松崎克弘	阿南市楠根町津越一六九一
同	森 正	森 正	七浦一〇一
同	湯浅和彦	湯浅和彦	美濃谷四七一
同	長町隆市	長町隆市	菖蒲五
同	國貞昌己	國貞昌己	新田八三一
監事	湯浅正男	湯浅正男	盛大三五
同	湯浅雅史	湯浅雅史	津越一六二二
同		曾我井健一	屋敷二一

徳島県告示第六百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月二十七日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿南市楠根町 楠根土地改良区	令和二年十月九日

徳島県告示第六百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき
営土地改良事業の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第
四項の規定により公告する。

令和二年十月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地区名	換地処分年月日
三野西部地区（田野々工区）	令和二年十月十四日

徳島県告示第六百五十一号

阿波市長から、令和二年徳島県告示第三百四十四号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和二年八月三十一日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月二十七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

令和二年十月九日付け徳島県報第二百四十九号徳島県内水面漁場管理委員会指示第二号

正 誤

中次のとおり訂正

一	ページ	
十	行	
		令和二年三月三十一日
		誤
		令和三年三月三十一日
		正